

諸外国の非専従消防隊員等に関する調査結果

資料5

※一般財団法人自治体国際化協会の協力を得て作成

イングランド			スウェーデン	
消防事務を実施する機関			消防救急隊 (Municipal Rescue Service)	
その機関が所属する政府のレベル			市町村レベル	
消防事務に従事する者			常勤消防職員 (Heltidsbrandman) 及び非常勤消防職員 (Deltidsbrandman)	
各種消防隊員が行う消防活動との異同			非常勤消防職員は、通常、3、4週間ごとに1週間程度担当期間が割り当てられ、呼び出しにより出勤し、活動にあたることとなっている。(市町村によって異なる。)	
			専従(常勤消防職員)	非専従(予備消防職員)
所属する機関			当該市町村の消防救急隊	
公務員としての法令上の位置付け			消防救急隊の常勤職員	従事時は日々雇用扱い
人員数			約4,000	約11,500
報酬年額			約400万円	通常、出勤時のみ手当は支給。
業務内容	消火活動	屋内進入	○	○
	緊急通報の受報	屋内進入以外	○	○
	救急搬送	×	×	×
	救助活動	×	×	×
	災害、水害への対応	×	×	×
	予防行政	×	×	×
	広報・指導	×	×	×
	特別警戒	×	×	×
訓練の内容及び頻度	初任訓練・基礎教育	常勤者向け研修プログラム (Full-time induction training programme) に参加。消火、救助技術、火災建物への入室、器具等の使用、応急処置、安全等の内容について、概ね12～16週間で実施。	週末を中心に、常勤者向け研修プログラムと同じ内容の研修を受ける。また、平日にも訓練に参加する必要がある。	旧制度では、2～5週間の初期訓練、1年間の実践訓練、15週間の二次訓練を受講。新制度では、市民防災局が主催する2年間の訓練(セカンダリー・スクールの卒業が必須)を受講。
	定期的な訓練	英国主任消防職員協会 (Chief Fire Officers Association) が実施する総合的な研修 (Integrated Personal Development System) に参加するとともに、関連試験を受験することで能力強化を実施。	市町村ごとに定期的な訓練を実施。内容は市町村で異なり、毎年検査を実施している市町村もある。	学科訓練(5週間)、講義(80時間、遠隔地教育)、実践訓練(市町村が内容を決定)を受講。訓練は市民防災局 (Civil Contingencies Agency) により実施され、自己負担はない。
専従消防隊員との関係			不明	